

瀬戸市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 2 5 号

瀬戸市公告式条例の一部を改正する条例

瀬戸市公告式条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例の公布) 第 2 条 <省略> 2 条例の公布は、<u>瀬戸市役所前の</u>掲示場に掲示して行う。 (規則の公布及び規程の公表) 第 3 条 <u>規則を公布しようとするとき又は市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u> 2 <u>前条第 2 項の規定は、前項の規則の公布又は規程の公表にこれを準用する。</u>	(条例の公布) 第 2 条 <省略> 2 条例の公布は、<u>次に掲げる</u>掲示場に掲示して行う。 (1) <u>瀬戸市役所前掲示場</u> (2) <u>瀬戸市役所水野支所前掲示場</u> (3) <u>瀬戸市役所幡山支所前掲示場</u> (4) <u>瀬戸市役所品野支所前掲示場</u> (規則の公布) 第 3 条 <u>前条の規定は、規則について準用する。</u> (市長の定める規程の公表) 第 4 条 <u>規則を除くほか、市長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長の氏名を記入して、市長印を押さなければならない。</u>

(市の機関の定める規則及び規程の公布又は公表) 第4条 前条の規定は、市の機関の定める規則及び規程で公表を要するものにこれを準用する。 この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。 (施行期日の特例) 第5条 <省略>	2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。 (市の機関の定める規則及び規程の公布又は公表) 第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、会議の傍聴に関する規則その他市の機関の定める規則について準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。 2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長の氏名」とあるのは「当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。 (施行期日の特例) 第6条 <省略>
--	---

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。